

臨時出店者の出店行事及び取扱食品について

「行事における臨時営業等の取扱要綱」
 平成3年3月26日 2衛生食第589号 衛生局長通知
 施行 平成3年4月1日

1 出店行事の範囲

- (1) 住民祭、産業祭などの地方公共団体や住民団体が関与する公共目的を有する行事をいい、専ら物品販売や興行など、営利を主目的とする行事は含まない。
- (2) 出店期間が1年1回、かつ、その出店日数が連続して3日以下であること。

2 臨時出店の届出

おまわり

行事主催者は、あらかじめ保健所に取扱食品や施設の基準について指導を受けるとともに、様式に従い「行事開催届」及び「臨時出店届」を提出し、「臨時出店届」に受理印を受けたものを当該出店施設の見やすいところに掲示すること。

3 取扱食品

- (1) 取扱食品は、次の①から⑤の要件を満たし、かつ、表に掲げる食品及びそれに準ずる食品1品目に限るものとする。ただし、飲食店行為を行う者にとっては、喫茶類1品目(ところてん及びかき氷を除く)又は酒類1品目と、他の1品目と併せて提供することができる。
 - ① 生もの(刺し身、すし等)、生クリームを取り扱わないこと。
 - ② 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないこと。仕込みの必要な原材料を使用する場合は、あらかじめ「営業許可を受けた施設」又は「清潔な調理・加工施設」で仕込みを行い、必要に応じて使用(調理)直前まで十分に冷蔵したものをを使用すること。
 - ③ かき氷には飲用水を使用し、削氷には手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いること。
 - ④ その場での製造、加工、調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わないこと。
 - ⑤ ところてん、かき氷、清涼飲料水、酒類を除き、客への提供直前に加熱処理が行われるもの以外は取り扱わないこと。

表

飲食店行為として取り扱うことのできる食品		
分類	食品の例示	運用範囲
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁	事前に仕込み(細切、煮込み等)し、その場で煮込んだもの。
焼物類	焼き鳥、焼き貝、いか焼き、焼魚、焼きさつま揚げ、焼きぎょうざ	事前に仕込み(細切等)し、冷蔵した具を、その場で焼いたもの。
お好み焼類	たこ焼き、お好み焼き、タコス	その場で水に溶いた小麦粉等と、事前に仕込み(細切等)した具をその場で混ぜ合わせ焼いたもの。
ゆで物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい	農産物で事前に仕込みした具をその場でゆでるか蒸したもの。
めん類	焼きそば、即席カップ麺	左記の食品に限る。
揚げ物類	串かつ、フライドチキン、フライドポテト	事前に仕込み(細切等)した具を、その場で調製した溶き粉、パン粉につけて油で揚げたもの。
喫茶類	ところてん、かき氷、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶	事前に調製した材料を用いて、その場で小分け、希釈、混合、調味するもので通常喫茶店営業で提供される飲料、茶菓、甘味食品

ドッグ類	ソーセージ類をそのまま、もしくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの(ホットドッグ類)	左記の食品にハンバーカー類(パンに熱処理した食肉ミンチ等をはさんだもの)を加える。
酒類	日本酒、ビール、焼酎等	左記の食品に限る。
注意事項 ところてん及びかき氷を除く喫茶類並びに酒類で開缶・開栓を行うだけの場合、複数品目の取扱いを認める。		

菓子製造行為として取り扱うことのできる食品		
分類	食品の例示	運用範囲
焼菓子類	今川焼き、クレープ、ベビーカステラ、五兵衛焼き餅	事前に仕込み(混合、成形等)した具を、その場で焼いたもの。
揚げ菓子類	ドーナッツ、大学芋	事前に仕込み(混合、成形等)した具を、その場で油で揚げたもの。
まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう	事前に仕込み(混合、成形等)したまんじゅうをその場で加熱したもの。
もち菓子類	あんこもち、おろしもち	事前についた餅に、事前に仕込みした具にからめたもの。
団子菓子類	草団子、焼き団子	事前に団子に成型したものをその場で焼くか、蒸し、それに事前に仕込みした具をからめたもの。
あめ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼	事前に仕込みした原料を用いて、その場で簡単な加工を行って作るあめ菓子。
その他	果実チョコ(果実にチョコレートをからめたもの)、蒸しパン	
注意事項 餅にあってはその場で餅をついてはならない。		

- (2) 食料品販売行為において取り扱うことのできる食品は、下表のとおりです。

表

食料品販売行為として取り扱える食品		
取扱食品	例示	運用範囲
食品衛生法の販売許可が不要な食品及び食料品等販売業の許可対象食品で、法令等により保存基準が定められていない食品。 野菜・果物以外は、容器包装に入れられたものに限る。	野菜・果物 煮豆、つくだ煮、漬物、魚介加工品、菓子(洋生菓子を除く)、アイスクリーム レトルト食品、缶詰、びん詰食品	容器包装に入れられた物に限る。

上記(1)(2)以外の食品、例えば米飯類を取り扱ったり、餅つきを行うなどの場合や、1店舗で複数の食品を扱う場合は、その行為が営業に該当する場合は固定店舗の許可を取るか、行商届が必要です。